

# 入札保証金について

## 1. 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とする。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となる。

※見積る契約金額とは、消費税を含む金額。

## 2. 納付書による方法

(納付方法)

- ① 第3号様式の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、入札参加資格確認提出書類の提出期限以前(2~3日前)に当センターへ提出する(FAX可)。
- ② 納付書を当センター受付で受取り、納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納める。
- ③ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ④ 入札参加資格確認提出書類の提出期限までに当センター担当者へ受領書の写しを提出する。

(入札保証金の還付)

- ① 落札しなかった場合は、第4号様式の入札保証金還付請求書を当センターへ提出し、当センターは、約2週間後に指定された口座に振り込む。
- ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納付する必要がある。(免除を受ける場合を除く)

## 3. 入札保証金の免除

次のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除される。第5号様式、第6号様式に必要事項を記入し、入札参加資格確認提出書類の提出期限までに当センターに提出すること。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体との種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。